

議案第 3 2 号

三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 2 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

三次市手数料徴収条例（平成 1 6 年三次市条例第 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号の表中

「

建築物に関する確認 建築物の床面積の合計				1 申請をもって 1 件とする。 建築物を移転する場合は、移転に係る部分の床面積の 2 分の 1 の面積、確認を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築又は移転をする場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 の面積について算定する。 構造計算適合性判
3 0 平方メートル以内	1 件	7, 0 0 0 円		
3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内	1 件	1 3, 0 0 0 円		
1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内	1 件	1 9, 0 0 0 円		
2 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内	1 件	2 6, 0 0 0 円		
5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内	1 件	4 6, 0 0 0 円		
1, 0 0 0 平方メートルを	1 件	6 5, 0 0 0 円		

超え2,000平方メートル以内			定を必要とする建築物の場合は、工場、自動車車庫、倉庫その他規則で定めるものは（部分により用途を異にする建築物の場合においては、床面積が最大となる部分をもってその用途とする。以下同じ。）、1棟につき（建築物の一部が構造適合性判定を必要とする場合において、当該部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物とする。以下同じ。）125,000円（国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「大臣認定プログラム」という。）によるものは、113,000円）、ホテル、病院、映画館その他規則で定めるものは、1棟につき212,000円（大臣認定プログラムによるものは、186,000円）、共同住宅、学校、事務所その他規則で定めるものは、1棟につき171,000円（大臣認定プログラムによる
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	1件	190,000円	
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	1件	310,000円	
50,000平方メートルを超える	1件	600,000円	

			ものは、151,000円)を加えた額とする。 建築基準法第18条に基づく計画通知も同様とする。
工作物に関する確認	1件	13,000円	1申請をもって1件とする。 建築基準法第18条に基づく計画通知も同様とする。
工作物に関する計画変更確認	1件	7,000円	1申請をもって1件とする。 建築基準法第18条に基づく計画通知も同様とする。
建築物に関する完了検査 (特定工程の指定に係る建築物以外の建築物) 建築物の床面積の合計			1申請をもって1件とする。 建築物を移転する場合は、移転に係る部分の床面積の2分の1の面積について算定する。 建築基準法第18条に基づく完了検査も同様とする。
30平方メートル以内	1件	11,000円	
30平方メートルを超え100平方メートル以内	1件	13,000円	
100平方メートルを超え200平方メートル以内	1件	17,000円	
200平方メートルを超え500平方メートル以内	1件	23,000円	
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1件	40,000円	
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1件	56,000円	
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	1件	130,000円	
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	1件	210,000円	
50,000平方メートルを超える	1件	430,000円	
建築物に関する完了検査 (特定工程の指定に係る建			1申請をもって1件とする。

建築物) 建築物の床面積の合計				建築物を移転する場合は、移転に係る部分の床面積の2分の1の面積について算定する。建築基準法第18条に基づく完了検査も同様とする。
30平方メートル以内	1件	10,000円		
30平方メートルを超え100平方メートル以内	1件	12,000円		
100平方メートルを超え200平方メートル以内	1件	16,000円		
200平方メートルを超え500平方メートル以内	1件	22,000円		
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1件	38,000円		
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1件	53,000円		
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	1件	120,000円		
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	1件	200,000円		
50,000平方メートルを超える	1件	400,000円		
工作物に関する完了検査	1件	14,000円		1申請をもって1件とする。建築基準法第18条に基づく完了検査も同様とする。
建築物に関する中間検査 中間検査を行う部分の床面積の合計				1申請をもって1件とする。建築基準法第18条に基づく中間検査も同様とする。
30平方メートル以内	1件	10,000円		
30平方メートルを超え100平方メートル以内	1件	13,000円		
100平方メートルを超え200平方メートル以内	1件	17,000円		
200平方メートルを超え500平方メートル以内	1件	23,000円		
500平方メートルを超	1件	37,000円		

え 1,000 平方メートル以内		
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内	1 件	52,000 円
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内	1 件	120,000 円
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内	1 件	190,000 円
50,000 平方メートルを超える	1 件	390,000 円

」を

「

建築物に関する確認 建築物の床面積の合計			1 申請をもって 1 件とする。 建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替（以下この表において「移転等」という。）する場合は、移転等に係る部分の床面積の 2 分の 1 の面積、確認を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築又は移転等に係るものの場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 の面積について算定する。建築基準法第 18 条に基づく計画通知も同様とする。
30 平方メートル以内	1 件	8,000 円（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下「仕様基準」という。）又は第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準（以下「誘導仕様基準」という。）に適合させる 1 戸建ての住宅等（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 3 に規定する兼用住宅を含む。）	

		の場合にあつては、15,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、20,000円)
30平方メートルを超え100平方メートル以内	1件	19,000円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる1戸建ての住宅等の場合にあつては、33,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、45,000円)
100平方メートルを超え200平方メートル以内	1件	31,000円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる1戸建ての住宅等の場合にあつては、45,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、57,000円)
200平方メートルを超え300平方メートル以内	1件	34,000円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる1戸建ての住宅等の場合にあつては、50,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、60,000円)
300平方メートルを超え500平方メートル以内	1件	36,000円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる1戸建ての住宅等の場合にあつては、52,000円、

		1戸建て住宅等以外の場合にあつては、77,000円)
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1件	50,000円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる1戸建ての住宅等の場合にあつては、66,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、91,000円)
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1件	69,000円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる1戸建ての住宅等の場合にあつては、85,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、110,000円)
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	1件	200,000円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる1戸建ての住宅等の場合にあつては、216,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、270,000円)
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	1件	330,000円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる1戸建ての住宅等の場合にあつては、346,000円、1戸建て住宅等以外の場合

		にあつては、4 10,000円)	
50,000平方メートル を超える	1件	640,000円 (仕様基準又は 誘導仕様基準に 適合させる1戸 建ての住宅等の 場合にあつては ,656,000 円,1戸建て住 宅等以外の場合 にあつては,7 20,000円)	
工作物に関する確認	1件	14,000円	1申請をもって1 件とする。 建築基準法第18 条に基づく計画通 知も同様とする。
工作物に関する計画変更確 認	1件	8,000円	1申請をもって1 件とする。 建築基準法第18 条に基づく計画通 知も同様とする。
建築物に関する完了検査 (特定工程の指定に係る建 築物以外の建築物) 建築物の床面積の合計			1申請をもって1 件とする。 建築物を移転等す る場合は,移転等 に係る部分の床面 積の2分の1の面 積について算定す る。 建築基準法第18 条に基づく完了検 査も同様とする。
30平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅 等の場合にあつ ては,12,00 0円,1戸建て 住宅等以外の場合 にあつては, 16,000円	
30平方メートルを超え 100平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅 等の場合にあつ ては,18,00 0円,1戸建て 住宅等以外の場合 にあつては, 20,000円	
100平方メートルを超 え200平方メートル以 内	1件	1戸建ての住宅 等の場合にあつ ては,22,00 0円,1戸建て	

		住宅等以外の場合にあっては、 24,000円
200平方メートルを超え300平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあっては、30,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあっては、31,000円
300平方メートルを超え500平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあっては、32,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあっては、38,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあっては、49,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあっては、55,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあっては、66,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあっては、72,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあっては、147,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあっては、180,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあっては、237,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあっては、250,000円

		円	
50,000平方メートルを超える	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、467,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、470,000円	
建築物に関する完了検査 (特定工程の指定に係る建築物) 建築物の床面積の合計			1申請をもって1件とする。 建築物を移転等する場合は、移転等に係る部分の床面積の2分の1の面積について算定する。 建築基準法第18条に基づく完了検査も同様とする。
30平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、11,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、15,000円	
30平方メートルを超え100平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、17,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、19,000円	
100平方メートルを超え200平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、21,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、23,000円	
200平方メートルを超え300平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、29,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、30,000円	
300平方メートルを超え500平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、31,000円、1戸建て	

		住宅等以外の場合にあっては、 37,000円	
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあっては、47,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあっては、53,000円	
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあっては、63,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあっては、69,000円	
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあっては、140,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあっては、170,000円	
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあっては、219,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあっては、240,000円	
50,000平方メートルを超える	1件	1戸建ての住宅等の場合にあっては、435,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあっては、460,000円	
工作物に関する完了検査	1件	15,000円	1申請をもって1件とする。 建築基準法第18条に基づく完了検査も同様と

			する。
建築物に関する中間検査 中間検査を行う部分の床面積の合計			1申請をもって1件とする。 建築基準法第18条に基づく中間検査も同様とする。
30平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、12,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、20,000円	
30平方メートルを超え100平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、22,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、27,000円	
100平方メートルを超え200平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、35,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、40,000円	
200平方メートルを超え300平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、36,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、41,000円	
300平方メートルを超え500平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、37,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、53,000円	
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、45,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、	

		62,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、60,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、77,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、135,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、200,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、215,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、300,000円
50,000平方メートルを超える	1件	1戸建ての住宅等の場合にあつては、425,000円、1戸建て住宅等以外の場合にあつては、510,000円

」に、

「

低炭素建築物新築等計画の認定	1	1戸建ての住宅以外の建築物については、1戸建ての住宅以外の建築物（住戸の部分）、1戸建ての住宅以外の建築物（住宅に係る部分の共用部	(1) 計画の変更の場合の手数料は、2分の1の額とする。
----------------	---	---	------------------------------

		<p>分) 及び1戸建ての住宅以外の建築物(非住宅部分)の額を合算した額</p> <p>2 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準法関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は, 1の額に建築基準関係規定に係る審査の手数料を加えた額</p>	
<p>1戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。)</p>	<p>1戸あたり</p>	<p>35,000円(当該計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合していることについての規則で定める者の審査(以下「適合審査」という。))を受けた場合にあっては5,000円, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号(以下「基準省令」という。))第10条第2号イ(2)及びロ(2)の</p>	

		基準（以下「誘導仕様基準」という。）に適合している場合（適合審査を受けた場合を除く。以下この表において同じ。）にあつては16,000円)
1戸建ての住宅以外の建築物（住戸の部分）	申請戸数が1戸のもの	35,000円（適合審査を受けた場合にあつては5,000円、誘導仕様基準に適合している場合にあつては16,000円)
	申請戸数が1戸を超え5戸以内のもの	69,000円（適合審査を受けた場合にあつては10,000円、誘導仕様基準に適合している場合にあつては31,000円)
	申請戸数が5戸を超え10戸以内のもの	96,000円（適合審査を受けた場合にあつては16,000円、誘導仕様基準に適合している場合にあつては46,000円)
	申請戸数が10戸を超えるもの	135,000円（適合審査を受けた場合にあつては27,000円、誘導仕様基準に適合している場合にあつては66,000円)

1戸建ての住宅以外の建築物（住宅に係る部分の共用部分）	共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	109,000円（適合審査を受けた場合は、10,000円）
1戸建ての住宅以外の建築物（非住宅部分）	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	238,000円（適合審査を受けた場合は、10,000円）
	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内	376,000円（適合審査を受けた場合は、27,000円）

	のもの	
--	-----	--

」を

「

<p>低炭素建築物新築等計画の認定</p>		<p>1 1戸建ての住宅以外の建築物については、1戸建ての住宅以外の建築物（住戸の部分）、1戸建ての住宅以外の建築物（住宅に係る部分の共用部分）及び1戸建ての住宅以外の建築物（非住宅部分）の額を合算した額</p> <p>2 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準法関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、1の額に建築基準関係規定に係る審査の手数料を加えた額</p>	<p>計画の変更の場合の手续费は、2分の1の額とする。</p>
<p>1戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）</p>	<p>1戸あたり</p>	<p>38,000円（当該計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合していることについての規</p>	

則で定める者の審査（以下「適合審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を受けた場合にあつては5,000円、誘導仕様基準に適合させる場合（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合を除く。以下この表において同じ。）にあつては19,000円、基準省令第1条第1項第2号イ(2)若しくは第10条第2号イ(2)及び第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)に適合させる場合又は基準省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは第10条第2号イ(1)及び第1条第1項第2号ロ(2)若しくは第10条第2号ロ(2)に適合させる場合（以下「仕様・計算併用基準」という。）に適合させる場合

		にあっては28,000円)
1戸建ての住宅以外の建築物（住戸の部分）	申請戸数が1戸のもの	38,000円（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては5,000円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては19,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては28,000円）
	申請戸数が1戸を超え5戸以内のもの	76,000円（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては10,000円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては36,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては56,000円）
	申請戸数が5戸を超え10戸以内のもの	107,000円（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては18,000円、誘導仕様基準に適合している場合にあっては53,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては79,000円）
	申請戸数	151,000円（適合審査又

	が10戸を超えるもの	は住宅性能評価を受けた場合にあっては30,000円、誘導仕様基準に適合している場合にあっては75,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては113,000円)
1戸建ての住宅以外の建築物（住宅に係る部分の共用部分）	共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	121,000円（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、10,000円）
1戸建ての住宅以外の建築物（非住宅部分）	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	266,000円（適合審査を受けた場合は、10,000円）

」に改

め、同条第8号の2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）」に改め、同号の表を次のように改める。

種別	区分		手数料
1 法第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 特定建築行為（法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この項において同じ。）をしようとする建築物が1戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合にあっては、当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額	1 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	38,000円 （仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては19,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては28,000円）
		2 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円 （仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては21,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては31,000円）
	(2) 特定建築行為をしようとする建築物が(1)に掲げる建築物以外の建築物の場合にあっては、1から3までに定める額をそれぞれ合算した額	1 住宅部分（仕様基準に適合させる場合にあっては、基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅部分、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては、基準省令第10条第1項第2号に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）	76,000円 （仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては36,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては56,000円）
		2 工場等部分（当該建築物の工場、倉庫その	25,000円 （基準省令第1条第1項第1号口の基準（以下この表において「モ

		他エネルギー消費量に関してこれらに類する規則で定める用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。)	「モデル建築物消費性能基準」という。)に適合させる場合にあつては21,000円)
		3 工場等以外の部分	252,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合にあつては96,000円)
2 法第11条第2項又は第12条第3項の規定による変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して特定建築行為をしようとする建築物が1戸建ての住宅の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額	1 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,000円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては9,500円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては14,000円)
		2 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,000円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては10,500円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては15,500円)
	(2) 建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して特定建築行為をしようとする建築物が(1)に掲げる建築物以外の建築物の場合にあつては、1から3までに定める額をそれぞれ合算した額	1 住宅部分	38,000円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては18,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては28,000円)
		2 工場等部分	12,500円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合にあつては10,500円)
		3 工場等以	126,000円

		外の部分	(モデル建築物消費性能基準に適合させる場合にあつては48,000円)
3 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築又は増築, 改築, 若しくは修繕等(以下この表において「新築等」という。)しようとする建築物が1戸建ての住宅の場合にあつては, 当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ, 当該区分に定める額	1 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	38,000円 (当該計画が法第29条第1項の基準に適合していることについての規則で定める図書(以下この表において「誘導基準適合図書」という。)を提出する場合にあつては5,000円, 誘導仕様基準に適合させる場合(誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において同じ。))にあつては19,000円, 基準省令第10条第2号イ(2)及び第10条第2号ロ(1)に適合させる場合又は基準省令第10条第2号イ(1)及び第10条第2号ロ(2)に適合させる場合(以下この表において「誘導仕様・計算併用基準」という。(誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において同じ。)))にあつては28,000円)
		2 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては5,000円, 誘導仕様基準に適合させる場合にあつては21,000円, 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては31,000円)
	(2) 建築物エネルギー消費性能向上計	1 住宅部分	76,000円 (誘導基準適合図書を

	画により新築等しようとする建築物が(1)に掲げる建築物以外の場合にあつては、1及び2に定める額を、それぞれ合算した額		提出する場合にあつては10,000円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては36,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては56,000円)
		2 非住宅部分	252,000円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては10,000円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合させる場合又は基準省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)の基準に適合させる場合(誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において「モデル建築物誘導基準等に適合させる場合」という。)にあつては96,000円)
4 法第30条第2項(法第31条第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定の適合の審査に係る申出の受付	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物(法第31条第2項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。)の床面積の合計(建築物の建築又は大規模の修繕、大規模の様様替若しくは用途の変更(以下この項において「用途変更等」という。)をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積(建築	1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	8,000円
		2 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	19,000円
		3 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	31,000円
		4 床面積の合計が20	34,000円

	<p>基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部若しくは一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の2分の1とする。1から4までにおいて同じ。）の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額</p>	<p>0平方メートルを超えるもの</p>	
<p>5 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更をしようとする建築物が1戸建ての住宅の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p>	<p>1 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>19,000円 （誘導基準適合図書を提出する場合にあつては2,500円、誘導仕様基準に適合させる場合（誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において同じ。）にあつては9,500円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合（誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において同じ。）にあつては14,000円）</p>
		<p>2 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>21,000円 （誘導基準適合図書を提出する場合にあつては2,500円、誘導</p>

	もの	仕様基準に適合させる場合にあっては10,500円, 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては15,500円)
(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が(1)に掲げる建築物以外の場合にあっては, 当該建築物の住宅部分の床面積(基準省令第13条第3項第2号に規定する数値による評価により認定又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業・国土交通省令第1号)附則第2項若しくは第6項の規定によりなお従前の例によることとされる同省令による改正前の基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあっては, 住戸の部分のみの床面積)の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)の1に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を, 当該建築物の非住宅部分の	1 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては5,000円, 誘導仕様基準に適合させる場合にあっては18,000円, 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては28,000円)
	2 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	126,000円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては5,000円, モデル建築物誘導基準等に適合させる場合にあっては48,000円)

<p>床面積の合計（既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）の2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>		
<p>(3) 法第29条第3項各号に掲げる事項が記載された建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「複数建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を変更しようとする場合又は建築物エネルギー消費性能向上計画を複数建築物エネルギー消費性能向上計画に変更しようとする場合にあつては、1及び2で定める額を合算した額</p>	<p>1 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合にあつては、変更の事由が生じる建築物1棟ごとに(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額</p>	
	<p>2 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに法第29条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする場合</p>	

		<p>する場合にあっては、当該記載に係る建築物1棟ごとに建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額</p>	
<p>6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「省令」という。）第13条の規定による第5条（第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する旨の証明書</p>	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第5条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物が1戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）の場合にあっては、当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額</p>	<p>1 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>19,000円 （仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては9,500円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては14,000円）</p>
		<p>2 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>21,000円 （仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては10,500円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては15,500円）</p>
	<p>(2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第5条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物が(1)に掲げる建築物以外の建築物の場合にあっては、当該建築物の住宅部分（仕様基準に適合させる場</p>	<p>1 床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>38,000円 （仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては18,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては28,000円）</p>
		<p>2 工場等部分の床面積の合計が300平方メ</p>	<p>12,500円 （モデル建築物消費性能基準に適合させる場合にあっては10,5</p>

<p>の交付</p>	<p>合にあっては、基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅部分、誘導仕様基準に適合させる場合においては、基準省令第10条第1項第2号に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積（基準省令第4条第3項第2号又は基準省令第13条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合においては、住戸の部分のみの床面積）の合計の1に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等部分の床面積の合計の2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の3に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>	<p>一トル以下のもの</p>	<p>00円)</p>
<p>7 省令第28条の規定による計画の変更が第25条の軽微な変更に該当している旨の証明</p>	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更（省令第25条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物が1戸建ての住宅の場合においては、当該建築物の床面積の合計</p>	<p>3 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p> <p>1 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>126,000円 （モデル建築物消費性能基準に適合させる場合においては48,000円）</p> <p>19,000円 （誘導基準適合図書を提出する場合においては2,500円、誘導仕様基準に適合させる場合（誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において同じ。）においては9,500円、誘導仕</p>

書の交付	の1及び2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額		様・計算併用基準に適合させる場合（誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において同じ。）にあつては14,000円)
		2 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,000円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては2,500円, 誘導仕様基準に適合させる場合にあつては10,500円, 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては15,500円)
(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更（省令第25条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物が(1)に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積（基準省令第13条第3項第2号に規定する数値による評価により認定又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令附則第2項若しくは第6項の規定によりなお従前の例によることとされる同省令による改正前の基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場	1 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの		38,000円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては5,000円, 誘導仕様基準に適合させる場合にあつては18,000円, 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては28,000円)
	2 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの		126,000円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては5,000円, 非住宅建築物のモデル建築物誘導基準等に適合させる場合にあつては48,000円)

	合にあっては、住戸の部分のみの床面積)の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)の1に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)の2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	
--	---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日の前日までに、改正前の三次市手数料徴収条例第2条第8号及び第8号の2の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三次市手数料徴収条例第2条第8号及び第8号の2の相当規定によりなされたものとみなす。